

# 身体拘束等の適正化のための指針

グリーンヒル千代田

(令和3年4月)

## 1. 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない介護の実施に努めます。

### (1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービスの提供にあたっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止します。

### (2) 緊急・やむを得ない場合の三原則

- ① 切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。
- ③ 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の三つの要素を全て満たすことが必要です。

## 2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

### (1) 身体拘束の原則廃止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束・虐待防止委員会を中心に十分に検討し、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明・同意得て行います。

### (3) 日常の介護における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。
- ⑤ 『やむを得ない』と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をして頂けるように努める。

### 3. 身体拘束廃止及び適正化に向けた組織体制

#### (1) 身体拘束・虐待防止委員会の設置

当施設では、身体拘束廃止に向けて『身体拘束・虐待防止委員会』を設置します。

##### ① 設置目的

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導
- ・高齢者虐待・身体拘束に関するマニュアルの見直し
- ・身体拘束ゼロを目指して、利用者に身体拘束をすることがないように、安全な環境を目指して職員教育や訓練、施設の整備等の実施

##### ② 身体拘束・虐待防止委員会の構成

ア) 施設長 イ) 介護職員 3 ウ) 看護職員 1 エ) 生活相談員 1 オ) 介護支援専門員 1

##### ③委員会の開催

- ・1ヶ月に1回定期開催とする。但し必要な場合は随時開催します。

### 4. 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は次の手順に沿って実施します。

#### ① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束・虐待防止委員会を中心として、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。

\*要件を検討・確認したうえで、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成する。

#### ② 利用者本人や家族に対しての説明

\*身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・機関・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

\*身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し同意を得たうえで実施します。

#### ③ 記録と再検討

\*法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、所定の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討する。その記録は5年間保管します。

#### ④ 身体拘束の解除

\*③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合には、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者・家族に報告します。

## 5. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した介護の励行を図り、職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修（年2回）の実施
- ② 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

## 6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- ・本方針は書面として備え置き、利用者又は利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとします。
- ・当施設では、電磁的記録としてホームページに掲載し、公表することとします。

## 7. その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に話し合い共有認識を持ち、拘束をなくしていくような取組が必要です。

- ・マンパワー不足を理由に、安易に拘束をしていないか
- ・認知症であるということで、安易に拘束をしていないか
- ・転倒しやすく、転倒すれば大怪我をするという先入観だけで安易に拘束をしていないか
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束を必要と判断しているか
- ・他の施策、手段はないのか

※ 身体拘束に準ずる行為と感じたら、情報を公表することが職員としての責務です。

## 付 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。